

■ 宅地建物取引士変更登録申請について

宅地建物取引士の登録を受けている者は、登録を受けている事項に変更があったときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければなりません。

変更内容	必要書類等
1 氏名の変更	1.宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 2.戸籍個人事項証明書(戸籍抄本(3ヶ月以内に発行されたもの)) *有効な宅建士証の交付を受けている場合(以下が必要) 3.宅建士証書換交付申請書 4.カラー顔写真2枚(タテ3cm×ヨコ2.4cm)(無帽・無背景・上半身) 5.宅建士証(宅建士証を作り替えます)
2 住所の変更	1.宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 2.住民票(申請者本人の分(3ヶ月以内に発行された、「異動前住所」の記載があり、個人番号が記載されていないもの) ※住民票に「異動前住所」の記載を希望する旨、市区町村窓口へお伝えいただいた上で、住民票の交付を受けてください。 ※現在登録をしている住所から2回以上住所を移転している場合(移転の都度、変更手続きを行っていなかった場合は、住民票では手続きができませんので、必要書類については住宅政策課宅建業係まで御連絡ください。 *有効な宅建士証の交付を受けている場合(以下が必要) 3.宅建士証書換え交付申請書 4.宅建士証(住所を裏書訂正します)
3 本籍の変更	1.宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 2.戸籍個人事項証明書(戸籍抄本(3ヶ月以内に発行されたもの))
4 勤務先の変更	1.宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 *勤務先を登録する場合(入社の場合)(以下が必要) 2.在職証明書(3ヶ月以内に作成したもの且つ代表者印(丸印)で証明したもの) ※代表者本人による申請の場合は、在職証明書に代わる書類として宅地建物取引業者免許証のコピーを添付してください。 *勤務先を削除する場合(退社の場合)(以下が必要) 3.退職証明書(3ヶ月以内に作成したもの且つ代表者印(丸印)で証明したもの) ※退職証明書の御用意が難しい場合は、住宅政策課宅建業係までお問い合わせください。
【提出先】〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 県庁22階 県土整備部住宅政策課宅建業係 (電話:027-226-3525)	

○郵送で申請する場合

上表1及び2の申請で宅建士証の提出が必要な場合(宅建士証の書換え交付申請)は、簡易書留で送付してください。また、書換え後の宅建士証の郵送を希望する場合は、460円※(送料110円+簡易書留料金350円)分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

○代理人が申請する場合

代理人が申請する場合、代理人の本人確認書類(運転免許証やパスポート等)をお持ちの上、委任状(申請者本人の直筆署名又は押印が必要)を提出してください。